⑸　配置予定監理技術者の確認　落札者決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。
⑹　手続における交渉の有無　無。
⑺　契約書作成の要否　要。
⑻　本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無。
⑼　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。
⑽　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑶に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
⑾　詳細は入札説明書による。

6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Yusuke Sagara, President, Kochi University
⑵　Classification of the products to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of Building for the ward of Kochi Medical School Hospital
⑷　Time-limit for the submission of application forms : 5 : 00 P.M. 24 November, 2011
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 2 : 00 P.M. 19 January, 2012 (tenders brought along : 2 : 00 P.M. 19 January, 2012 or tenders submitted by mail : 2 : 00 P.M. 19 January, 2012)
⑹　Contact point for tender documentation : Facilities Planning Division, Kochi University, 2―5―1 Akebono-cho Kochi 780―8520 Japan, TEL 088―844―8136

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成23年10月28日
契約担当役
国立大学法人高知大学長　相良　祐輔

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　39

○第３号

1　工事概要等
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　高知大学（医病）病棟新営その他機械設備工事
⑶　工事場所　高知県南国市岡豊町小蓮　高知大学岡豊団地内
⑷　工事概要　本工事は高知大学医学部附属病院の病棟（鉄骨鉄筋コンクリート造、地上７階建、建築面積4,700㎡、延べ面積18,520㎡、敷地面積204,718㎡）の新営機械設備工事を施工するものである。なお、本工事に伴う建築工事、電気設備工事及びエレベーター工事は、別途発注される予定である。
⑸　工期　平成26年11月28日（金）まで
⑹　使用する主な資機材　空気調和設備一式、換気設備一式、排煙設備一式、自動制御設備一式、衛生器具設備一式、給水設備一式、排水設備一式、給湯設備一式、消火設備一式、液化石油ガス設備一式、医療ガス設備一式、搬送設備一式
⑺　本工事は、工事施工について「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」(以下、「技術提案書」という。)を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して、落札者を決定する総合評価落札方式を実施する工事である。
⑻　本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）」に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑼　本工事においては、資料の提出、入札等を電子入札システムにより行う。
なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる（紙入札方式参加承諾願を４⑴に提出すること。）。

2　競争参加資格　次に掲げる条件を全て満たしている単体有資格者（以下「単体」という。）又は次に掲げる条件を全て満たしている特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。また、共同企業体にあっては、競争参加資格の確認までに、契約担当役から共同企業体としての認定を受けていること。
⑴　国立大学法人高知大学契約事務取扱規程第４条及び第５条の規定に該当しない者であること。
⑵　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続き開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加資者の資格を有する者であること。
⑶　文部科学省における管工事に係る一般競争参加者の資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が、1,150点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、850点）以上であること。
⑷　平成13年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、次の基準を満たす工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）
①　単体又は共同企業体の代表者　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で地上３階建以上かつ延床面積が、9,000㎡以上の病院の新営機械設備工事を施工した実績
②　共同企業体の代表者以外の構成員　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で延床面積が、5,000㎡以上の病院の新営機械設備工事を施工した実績
⑸　共同企業体の構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）上の管工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。
⑹　共同企業体の構成員数は、２社又は３社とする。
⑺　共同企業体の結成方法は自主結成とすること。
⑻　共同企業体の構成員の最小出資比率は、均等割の10分の６を下回らない範囲とすること。
⑼　共同企業体の代表者は、施工能力が最大で、かつ、出資比率が構成員中最も高い者とすること。
⑽　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を、当該工事に専任で配置できること。
①　一級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。
②　平成13年度以降に、上記⑷に掲げる工事の経験を有する者であること。
③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証を有する者であること。
④　共同企業体の場合の代表者以外の構成員については、①に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。
⑾　工事全般の施工計画が適切であること。
⑿　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、国立大学法人高知大学建設工事競争契約参加資格審査取扱要領（以下「参加資格審査取扱要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。
⒀　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⒁　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者すべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
⒂　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⒃　共同企業体として申請した場合は、その構成員が単体として重複申請することは認めない。